

『性能鑑定』を受けたレジャー用ライフジャケットの 出荷が開始されました

法令による性能基準の適用のないレジャー用ライフジャケットについては、製造者が独自の判断基準で各種各様のものを製造しているのが一般的です。

このような状況下、一定の基準（業界等が策定した性能基準）を満足しているものであることを利用者が容易に認識出来るような仕組みを確立して欲しいとの各方面からの要望を受けて、日本小型船舶検査機構（JCI）では、事業者からの申請のあった物件に対する『性能鑑定』を行う業務を本年4月1日から開始しているところです。

この度、この性能鑑定に申請のあったレジャー用ライフジャケットに対し、第1号の性能鑑定済マーク（CS マーク）の使用許可を行い、商品の出荷が開始されました。

今後も同様の『性能鑑定』を実施していく予定です。

(注) CS マークが標示されたレジャー用ライフジャケットは、法令による性能基準とは異なる基準によるものであるため、小型船舶の法定備品としては利用出来ません。

性能鑑定済みのものには、一定の基準を満足しているものであることを利用者が容易に認識出来るよう、右のようなCS マークが標示されます。



CS マーク

このレジャー用ライフジャケットでは、使用目的や使用環境に応じて製造者により推奨される浮力が設定されており、その浮力を表す規格としてL1、L2などの標示がなされます。（右の例参照）

これらの詳細については、JCIのホームページ

[http://www.jci.go.jp/inspection/seinoukantei_kijun.html]にも掲載していますので、商品を選ぶ際の参考情報として活用可能です。



性能鑑定済みのレジャー用ライフジャケットに標示されたCSマークと浮力を表す規格の例（L2）

※ 平成 26 年度にレジャー関係者、救命胴衣製造事業者等により構成された「レジャーで使用する個人用の浮力補助具に関する業界の性能基準策定支援技術委員会」において、レジャー用ライフジャケットの性能基準が検討され、業界基準としてとりまとめが行われました。この委員会の報告書については、以下の URL から閲覧できます。

http://www.jci.go.jp/jci/pdf/chousa/h26_pfd.pdf

【お問合せ先】

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課

電話 : 03-3239-0826

FAX : 03-3239-0829